

平成23年8月2日(火)

第 2,312 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【規則】

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正

(自然環境課)

2

4

4

5

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県小規模省エネエコ改修支援事業補助

(環境政策課) 2

金の交付の対象等を定める告示 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業

(高齢者福祉課)

者の指定

(食料安全推進課) 3

平成23年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜 県営土地改良事業の工事の完了

(農村整備課)

【公告】

平成23年度消防設備士講習の実施

(消防防災課)

(薬事衛生課)

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定

【雑報】

危険物取扱者試験の実施

(消防防災課)

公布された条例等のあらまし

◇島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第65号)

1 規則の概要

放送法の一部改正等に伴う規定の整理 (第5条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第65号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成22年島根県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第5条第4号二中「放送法(昭和25年法律第132号)第2条」を「放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1号」に改め、「、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)第2条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)第2条第2項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送と、昭和47年法律第114号)第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)附則第7条の規定により有線放送電話に関する法律の規定の 適用についてなお従前の例によることとされる放送法等の一部を改正する法律附則第2条の規定による廃止前の有線放 送電話に関する法律第3条の許可を受けている者が行う同法第2条第2項に規定する有線放送電話業務の用に供する施 設の管理のために必要な行為に係るこの規則による改正後の島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則第5条 第4号二の規定の適用については、なお従前の例による。

告示

島根県告示第540号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、島根県小規模省エネエコ改修支援事業補助金の 交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県小規模省エネエコ改修支援事業補助金の交付の対象等を定める告示(平成23年島根県告示第287号)は、廃止する。

平成23年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県小規模省エネエコ改修支援事業補助金

2 交付の目的

県内の企業等の法人又は個人事業主の省エネルギー対策を支援し、地球温暖化対策を推進することを目的とする。

- 3 交付の対象となる事業等
 - (1) 交付の対象となる設備等

次のいずれにも該当する設備等

- ア 県内に所在する事業所(国又は地方公共団体が事業所の施設を所有する場合を除く。)に設置する設備等
- イ 島根県地球温暖化対策協議会に登録されているECOアドバイザーによる省エネルギー診断において提案された 設備等
- ウ 国内クレジット制度(国内排出削減量認証制度)運営規則により認証された排出削減方法論に係る設備等
- エ ウについて、1事業所において2種類以上を組み合わせて設置するもの又は複数の事業所において1種類以上設置するものであり、設置前と比較して二酸化炭素排出量を1種類当たり年間1トン以上かつ合計で20トン以上削減する計画となる設備等
- オ 県内事業者が製造し、又は販売する設備等
- (2) 交付の対象である経費

設計費、本工事費、附帯工事費、機械器具費、測量及び試験費

(3) 交付の率

交付の対象である経費の3分の1以内

(4) 交付の限度額

1件当たり3,000,000円(ただし、二酸化炭素削減量1トン当たり100,000円)

島根県告示第541号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 アイリス	通所介護	デイサービス 絆	出雲市天神町160番地1	平成23年7月25日
	介護予防通所介護			

島根県告示第542号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第4条第1項第2号の規定による平成23年度地方の臨時種畜検査に合格した 種畜は、次のとおりである。

平成23年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品種	検査成績
平23島根県臨第1号	茂弘松井(全和黒原5381)	肉用牛	1級
		黒毛和種	
平23島根県臨第2号	紅葉勝(全和黒原5380)	肉用牛	1級
		黒毛和種	

島根県告示第543号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により告示する。

平成23年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

	Ę		業	名	完了年月日
池田均	也区区画整理事業(県営経営体育局	成基盤整備事業)		平成23年6月3日

<u>公</u> 告

消防法 (昭和23年法律第186号) 第17条の10の規定により、平成23年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成23年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けてから2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けてから5年以内の者
- 2 講習年月日及び場所

講習区分	免状の区分	講習年月日	場所
	第1類の甲種		
	ッ 乙種		
消火設備	第2類の甲種	平成23年10月6日	出雲市
H J C RX VIII	ッ 乙種	十,0,2,3 十,10 万 0 日	
	第3類の甲種		
	〃 乙種		
	第4類の甲種	平成23年10月14日	浜田市
警報設備	ッ 乙種	平成23年10月11日	松江市
	第7類の乙種	十八人20十107]21日	17 111
	第5類の甲種		
避難設備・消火器	ル 乙種	平成23年10月28日	松江市
	第6類の乙種		

- 注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。
 - 2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。
- 3 講習科目及び講習時間
 - (1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
 - (2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項

4時間

※ 講習終了後効果測定を行う。

4 受講申請手続

- (1) 受講申請書の請求先
 - (社)島根県消防設備協会、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、県民センター及び県民センター各事務所並びに 各消防本部

(2) 受講手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

(3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

平成23年9月1日から平成23年9月22日まで(郵送の場合は、9月22日の消印有効)

イ 提出先

松江市殿町1番地 島根県庁7階(社)島根県消防設備協会(郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。)

5 問合せ先

 $\pm 690 - 8501$

松江市殿町1 島根県庁7階

(社) 島根県消防設備協会

電話 0852-28-7305又は0852-22-6828

FAX 0852-22-6754

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第8条の3 の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則(昭和46年島根県規則第53 号)第12条第2項の規定により公告する。

平成23年8月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 研修及び講習の主催者

財団法人 全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人 島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町420番地1

- 3 研修又は講習の種類等
 - (1) 第1型研修

開催年月日	会 場 名	所 在 地
平成23年11月6日	島根県民会館	松江市殿町158
平成23年11月20日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

(2) 第1型講習

開催年月日	会 場 名	所 在 地
平成23年11月6日	島根県民会館	松江市殿町158
平成23年11月20日	いわみーる	浜田市野原町1826-1

(3) 第2型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成23年10月11日	平成23年10月20日	平成23年11月30日

(4) 第2型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成23年10月11日	平成23年10月20日	平成23年11月30日

4 受講料

第1型研修 5,000円

第1型講習 4,500円

第2型研修 5,000円

第2型講習 4,500円

雑報

消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成23年度第2回及び第3回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則 (昭和34年総理府令第55号) 第56条第1項の規定により公示する。

平成23年8月2日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験日及び試験場所

区 分	試 験 日	試 験 場 所
第2回	平成23年11月13日(日)	浜田市、隠岐の島町
第3回	平成23年11月20日(日)	松江市、出雲市、大田市、益田市

3 試験の開始時間

午前の試験 9時30分 (9時15分までに集合すること。)

午後の試験 13時30分 (13時00分までに集合すること。)

4 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請(願書による受験申請)と電子申請(インターネットによる受験申請)の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

財団法人消防試験研究センター島根県支部(願書を持参又は郵送のこと。)

イ 電子申請の場合

財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス http://www.shoubo-shiken.or.jp

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成23年9月5日(月)から9月20日(火)まで(郵送の場合は、9月20日の消印有効)

イ 電子申請の場合

平成23年9月2日(金)午前9時から9月17日(土)午後5時まで(受付期間中、24時間受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

5 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各県民センター(事務 所)、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒(A4サイズ)を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル 2 階 財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 FAX 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土、日曜日及び祝日を除く。)